

生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(PH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 から 8.5	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 から 8.5	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 から 8.5	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100 ml 以下
C	水産 3 級工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 から 8.5	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	
D	工業用水 2 級農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 から 8.5	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	
E	工業用水 3 級環境保全	6.0 から 8.5	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以上	

注

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。
3. 自然環境保全：自然深勝等環境保全

水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 コイ・フナ等の β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度